

定 款

株式会社 トーカイ

株式会社トーカイ 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、商号を 株式会社トーカイ と称する。
英文名では、TOKAI Corp. と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の各事業を営むことを目的とする。

- (1) 寝具類、布製品の製造、加工、衛生処理（滅菌消毒業務含む。）、販売及び賃貸
- (2) 医療用・看護用・福祉用の機械器具用品の製造、加工、衛生処理（滅菌消毒業務含む。）、販売、賃貸、維持管理及びこれらの斡旋
- (3) 清掃・衛生・美容芳香に関する機械器具用品の製造、加工、販売、賃貸及び輸出入、並びにこれらに対する化学薬品の製造、販売及び輸出入
- (4) 医薬品、医薬部外品、工業用薬品の製造、販売及び輸出入
- (5) 各種家庭用・事務用・商業用・工業用・娯楽用の機械器具用品、消耗品及び食料品の販売及び輸出入
- (6) 薬局の経営・薬剤師資格取得のための教育訓練指導及び教材の出版
- (7) 建物設備の管理、防災、保守、清掃、警備保障、害虫防除の請負
- (8) 病院・各種事業所等への給食及び配膳管理業務
- (9) 医療施設における看護補助業務及び介護・福祉施設における補助等業務
- (10) 診療報酬請求事務の受託並びに同事務に関する人材育成
- (11) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業、福祉用具貸与・特定福祉用具販売・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護等の居宅サービス事業、介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護等の介護予防サービス事業、住宅改修事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業
- (12) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (13) 社会福祉法に基づく社会福祉事業
- (14) 介護保険事務代理業、損害保険代理業、生命保険の紹介及び集金業務

- (15) 土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事、内装仕上工事、造園工事、建具工事、消防施設工事等の建設工事の設計、施工、管理、請負及びコンサルティング業務
- (16) 造園業並びに人工観葉植物、エクステリア製品の製造及び賃貸
- (17) 飲食店、売店、駐車場の経営
- (18) 煙草・酒類の販売並びに清涼飲料水の製造及び販売
- (19) 不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
- (20) 各種企業の社員の教育訓練の受託事業、指導員の派遣及び研究所等の施設の運営
- (21) 食材加工、食材販売並びに医療食、弁当、加工食品及び加工調理食品の配食サービス
- (22) 厨房機器の販売、リース及びキッチンシステムのコンサルティング
- (23) 経営管理システムの開発、指導及び経営コンサルティング並びにフランチャイズ形態による経営及び経営指導
- (24) コンピューターによる計算情報処理業務
- (25) 各種情報の収集、分析及び提供
- (26) 著作物の販売及び貸与
- (27) 省力機械、自動制御装置、電子応用器機、電子回路、ソフトウェア、太陽光等の再生可能エネルギー発電設備、蓄電設備、配電設備の企画、開発、設計、製造、修理、販売、貸与、リース及び輸出入
- (28) 貨物自動車運送業及び貨物運送取扱業
- (29) 一般廃棄物・産業廃棄物・医療廃棄物の収集、運搬、処分及び処理
- (30) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- (31) 古物の売買
- (32) 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電及び再生可能エネルギー電気の売買
- (33) 電気通信事業法に基づく電気通信事業その他通信に関する事業
- (34) 通信機器、電気機器、これらの関連・周辺機器、ソフトウェア及びシステムの開発、製造、販売、管理、賃貸に関する事業
- (35) 医療ツーリズム（治療・検診を含む観光旅行）及びシルバーツーリズム（高齢者の健康増進・維持・回復のための観光旅行）の企画及び斡旋
- (36) ハウスクリーニングサービス業務及び家事代行サービス業務
- (37) 前各号に付帯関連する一切の業務

第 3 条 （本店の所在地）

当会社は、本店を 岐阜市 に置く。

第 4 条 （機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （１）取締役会
- （２）監査等委員会
- （３）会計監査人

第 5 条 （公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

第 6 条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、１億１,４００万株とする。

第 7 条 （自己の株式の取得）

当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 （単元株式数）

当会社の単元株式数は、１００株とする。

第 9 条 （単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- （１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
- （２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
- （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （４）次条に定める請求をする権利

第10条 （単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 （株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

第13条 （株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 （招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、その代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

第18条 （議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録にこれを記載又は記録する。

第19条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第20条 （員数）

当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内（内過半数は社外取締役）とする。

第21条 （選任方法）

監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第22条 (任期)

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第24条 (役付取締役及び代表取締役)

取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を定めるほか、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

- 2 取締役会は、その決議により、前項の取締役の中から代表取締役を選定する。
- 3 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長及び専務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は、その担当業務を掌理する。
- 4 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い取締役副社長、専務取締役、又は常務取締役が取締役社長の職務を代行する。

第25条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第26条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を省略して取締役会を開催することができる。

第27条 （取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条 （取締役会の議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。

第29条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条 （報酬等）

監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

第31条 （顧問又は相談役）

取締役会の決議をもって顧問、又は相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、当会社の重要業務につき取締役会の諮問に応じるものとする。
- 3 顧問及び相談役の報酬は、取締役会の決議により定める。

第32条 （責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 33 条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 34 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第 35 条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 36 条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。

第 37 条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

第 38 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 39 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条 （中間配当の基準日）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第41条 （配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には、利息をつけない。

附 則

第 1 条 （電子提供措置に関する経過措置）

定款19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

本定款は2022年6月29日改訂の定款である。